

小論文 “De ente et essentia”

成立の時代背景とその構成

岩 本 一 夫

1

今日、西欧中世史研究家たちは、従来のルネッサンス観を修正し、十二世紀を「ルネッサンス」の時代と見做し、それに続く十三世紀を「知的革命」の時代として、中世を再評価している。この再評価の要因の一つが、アリストテレス哲学の再生である。

例えば、伊東俊太郎氏は、岩波講座『世界歴史』第十巻で、「十一世紀ルネッサンスと西ヨーロッパ文明」と題し次の如く記していふ。

「このような十一世紀におけるアリストテレスの消化・吸収は、次第に中世思想の主点をアウグスティヌスからアリストテレスへと移行させ、やがて十三世紀に『キリスト教とアリストテレスの総合』という中世最大の哲学的な精神の冒険を遂行させる。これがアルベルトゥス・マグヌスからトマス・アクィナスにいたる西ヨーロッパの知的独創であることは言うまでもない。しかしこの『スコラ哲学の形成』と言われているものは、十一世紀ルネッサンスにおける成果を土台としていることに注目しなければならぬ

い。いわゆる『トマスの革新』の新しさは実にアラビアの新しさにはかならなかつた。実際トマス・アクィナスはフリートリツヒ二世がアラビア文化研究の前進基地として建てたナポリ大学で教育されたのであり、早くからこの新たな刺激的文化に接し、その光に浴していたのである。トマスがしばしば自覚的にアラビアの異教徒に反対する使徒的情熱を示すとすれば、それはまた逆に彼がいかに深くそれに影響されていたかを示すものにほかならぬ。彼の『神学大全』とマイモニデスの『不決断者の導き』を比べるならば、トマスの独創もあることながら、その間にいかに多くの本質的一致を見出すことであろうか。いわゆる『十三世紀革命』は十一世紀におけるギリシャ・アラビアの思想的挑戦に対する西欧キリスト教世界の最初の体系的応戦であったと言つてよい。^{①)}

細部に関しては問題点が残るようと思われるが、当時の全体的評価としては、時代状況をよく把えているように思われる。

アリストテレスが西欧ヨーロッパに伝播した時期は、大きく二つに区分されている。第一期は、六世紀初頭から十一世紀半ばであり、もう一つは、十二世紀の終りから十三世紀である。というのも、第一期ではアリストテレスの論理学諸書の内『範疇論』と『命題論』のみが知られていたが、十二世紀の半ば迄には全論理学書が、十一世紀後半には『形而上学』をはじめ、自然学諸書が、アラビア語からか、或は直接ギリシャ語からラテン語に翻訳されたからである。

第一期の最も著名にして中心的翻訳者は、畠山あじやなく、ボーティウスである。クインティン・カスク宛の手紙に依れば、彼はアリストテレスの全作品をラテン語に訳す意図を持っていたようであるが、実際に残された翻訳書は先の『論理学』一書のみである。従って、彼の意図した「アリストテレスの全作品」と云うのが、如何なる範囲のものであったのかといつて疑問が、解決される見込みのないまま残されている。

しかし、十一世纪の初めの頃、ヨーロッパが保有していた論理学書は先の110のみで、1111年頃書かれたと謂われているアギラル・ミカベの『弁論譜』が前述の頃へ証明されている。

Sunt autem tres quorum septem codicibus omnis in hac arte (dialectica) eloquentia latina armatur. Aristotelis enim duos tantum, Praedicamentorum scilicet et Peri ermenias libros usus adhuc Latinorum cognovit; Porphyri vero unum, qui videlicet de quinque vocibus conscriptus, genere sci-lacet, specie, differentia, proprio et accidente, introductio-nem ad ipsa praeparat Praedicamenta. Boethii autem qua-tuor in consuetudinem duximus libros, videlicet Divisi-num et Topicorum cum Syllogismis tam categoricis quam hypotheticis.

小論文 “De ente et essentia” 成立の時代背景とその構成

従って、アリストテレスのオルガノンの最初の110を亞論理学、新たにラテン語訳された残りの110を新論理学と、前説区別されていたようである。

これが論理学上の問題がアギラル・ミカベなどによって形而上学的問題に、即ち「普遍」の問題に適用され激しく論争が行なわれるようになったことはよく知られてくる。しかし、それにも増して一層激烈な論争を引き起したのは、自然学者たち『形而上学』であった。

『形而上学』と『自然学』を誰がラテン語訳したのか、その翻訳者は不明であるが、十一世纪後半に直接ギリシャ語から訳されたと考えられている。例えば、マンヌニに依れば、パラアのトントリアナ図書館には十一世纪のものと推定される『形而上学』の完全な写本があるそうだ。又、一一八七年に死んだクレンセナのゲラルドゥスは生涯の殆んどをルネームで過ごし、膨大な量にのぼる書をアラビア語からラテン語に訳したが、前述、その彼にアリストテレスの『自然学』『天体論』『生成消滅論』等の翻訳が

帰せられたいたそうである。從って少なくとも一一八七年以前には『自然学』がキリスト教世界に知られていたことになる。つまり、十一世紀後半から十三世紀初めにかけて、アリストテレスの自然学諸書が伝えられ、急速に広がり、盛んに講読されていたと考へられる。

東京工芸大学紀要 Vol. 6, No. 2 (1983)

これらのアリストテレスの主著が流布したことはキリスト教世界に大きな衝撃を与えたのであるが、それは、アリストテレスの経験主義的方法自体もさるにとながら、それと一緒に伝播したアヴィセンナやアヴローニスの説において、キリスト教信仰との対立を一層先鋭化されたのである。世界の永遠性、能動知性の單一性、靈魂の不滅性等の問題に関するアリストテレス・アラビア的解釈に対して、カトリック教会は態度決定を迫られ、当初アリストテレス拒否の方向に傾いたのも頗然と想えよう。

最初の禁止令は、一一一〇年パリのサンス教管区における地方公会議で決定された。

Nec libri Aristotelis de naturali philosophia nec commentata legantur Parisius publice vel secreto, et hoc sub pena excommunicationis inhibemus.

(アリストテレスの自然哲学に關する諸書と註釈をパリにおいて公に或私的にも讀んではないか、その違犯には破門をゆきしかるべきの如き³⁾。

更に、一一一五年、教皇特使枢機卿ロベルトゥス・エ・クルソ

Non legantur libri Aristotelis de methfisica et de naturali philosophia, nec summe de eisdem, aut de doctrina magistri David de Dinant, aut Amalrici heretici, aut Mauricii hyspani.

(アリストテレスの『形而上学』並びに自然学諸書、それらの要約書、ダヴィド・エ・ディナン教授と異端者マルリクスとマウリキウス・ヒスペヌスの教説書は読んではいけない⁴⁾)

この二つの禁止令とせよべつかの問題点が内在する。されど、一一一〇年だけ、アリストテレスに関して、「自然哲学諸書」とのみ記され、『形而上学』があげられていない。これについては、十三世紀初め迄は、「自然哲学諸書」の中に『形而上学』が含まれてこだといわれており、その例証としてアルベルトゥス・マグヌスの次の言葉があげられる。

Physica large dicta comprehendit naturalem et metaphysicam.

(「此意味でのフィジカは自然学と形而上学を含んでゐる⁵⁾）

従って、一一一〇年の禁令は広い意味での「自然哲学諸書」の意で、その中で『形而上学』を含めていた一般に考へられて

い。

次に、一一〇年中の *commenta* であるが、これはアヴォロスの註釈書を指すものと見做されているが、これに相当するものが一一五年のやれではそれがどれかはっきりしない。*summe de eisdem* だとも見えるが、マンシネは、*summe* ところばく語にはやのような意味合ひがないとして、それをパリの教授たちが作った抜萃ではないかと考へてゐる。

しかれば、一一五年のその中でアヴォロスの註釈書はどうにかねのやあらうか。マニシネは *Mauricius hispanus* は *Maurus Hispanus* の転記であり、スペインの回教徒、即ちアーヴロスを指すと推定してゐる。これに対し『パリ大学古文書』*Chartularium Universitatis Parisiensis* の編者アーヴン・シャーム、Denifle-Chatclain は、マウリキウスとアヴォロスは別人であるとして、マヌエル・マグヌスの *Et haec est sententia philosophi secundum tres commentatores, scilicet Averrois, Mauriti et Rabbi Moyse.* という文を註にあげてゐる⁶⁾。

小論文 “De ente et essentia” 成立の時代背景とその構成

裁判権、教授免許賦与権等の保有を目ざした闘争史でもある訳であるが、一一五年の禁令は、教皇の命によって作製された、パリ大学の教授学生に対する規約であった。その様々な規約の中で、カリキュラムの問題として、アリストテレスの所謂新旧両論理学書の講読許可と、自然学諸書並びに『形而上学』講読禁止が触れられているのである。

しかしながら、これらの禁止令にもかかわらず、アリストテリズムの隆盛は時代の趨勢とも言つぐるものであり、教会側がそれに対して対応策を摸索していくことを示す資料が、パリ大学の大憲章とも謂われている一一三一年の教勅に見出せるのである。

周知の如く、この教勅は一一二九年四月から一一三一年初めにかけて起つた所謂「パリ大学の離散」に際して、時の教皇グレゴリウス九世がその仲裁のために発布したものであるが、その諸種の規定の内、自然学諸書に關して、一一〇年の禁止令を確認しながら、それに一種の条件を付してゐるのである。

certa causa prohibiti fuere, Parisius non utantur, quousque examinati fuerint et ab omni errorum suspitione purgati.

(地方公會議において、確かな理由から禁じられたあの自然学諸書は、吟味し、點燃の疑いがなくなるまぢ、パリでは使用してはならない。)

事実が示されればよいのやあ。

所謂中世大学形成史は、教授学生集団の主権と教皇権に対する

じじに記される条件「吟味し、誤謬の疑いがなくなるまぢ」

quosque examinati fuerint et ab omni errorum suspicione purgati とある。ケンブリッジ大学のやつた事態を知るべくしたのであるべか。

右の教勅は同年四月十三日と由れたものであるが、その十四日の「十一月」にパリ大学の三人の教授、ギルベルト・アルティスのシヤヌス、アルヴァイノのステファヌスに宛てた手紙の中で、次のような依頼を表明している。

Ceterum cum sicut intellectimus libri naturalium, qui Parisius in Concilio provinciali fuere prohibiti, quedam utilia et inutilia continere dicantur, ne utile per inutile vitetur, discretioni vestre, de qua plenam in Domino fiduciam obtainemus, per apostolica scripta sub obtestatione divini iudicii firmiter precipiendo mandamus, quatinus libros ipsos examinantes sicut convenient subtiliter et prudenter, que ibi erronea seu scandali vel offendiculi legentibus inventris illativa, penitus resecetis ut que sunt suspecta remritis incunctanter ac inoffense in reliquis studeatur.

(更に我々の母の如く、地方の語書は無益なものとされるべきである。されば、有益なものが無益なものとされるべきであるがために自然の語書は有益なものと無益なものと見做してしまわれてしまう。されば、有益なものが無益なものと見做してしまがたるから、神とおこし完か信頼を我々が寄せてくるあなたの方の眼識ど、聖書による神の裁きに誓って次のことを仕立へ。即ち適切な限つやれらの語書を詳細慎重に検証し、何んど、謬謬と

読書のつまらぬ妨げの原因となるものを見つけ出し、疑わしきものが一度取り除かれたならば、速やかに妨げなく残りの中の中でも勉学でさむよつて不穏当な箇所を完全に削除するべくを命ぜるものである。)

アリストテレスをキリスト教信仰に合わせて修正しようとした時に試みは、逆に詰めれば、それだけアリストテリズムの勃興が單なる一歩の禁止令だけでは抑え切れないと根強い勢いを持っていたことを表わやうとするだらう。

しかしながら、この試みはその結果を見る限りなく立ち消えたようである。一定の方法論と発想に貫かれた一つの体系を裁断し組み換えることの不可能は、容易に想像できるのみである。方法論と発想が問題であるならば、それを完全に理解し、その上位回化吸収する堅立した才能が要求されねじませぬがためにも、所謂「哲学の父」パレンス・セントラルの法的状態が一体いつたのかが問題視されてしまう。

オランダのB. Hauréau は、これによつて1110年及び1111年の勅令は廃止されたと見做してしまふ。

Après avoir interrompu seize ans le cours des études, les décrets de 1210 et de 1215 ont été régulièrement abrogés par l'autorité souveraine.

(十六年間、研究の流れを中断せた後、1110年と1111

1千年の教勅は教皇権によって正式に廃止された。⁹⁾)

マハーネーの見解を述べている。その根拠の一例として、ウルバヌス四世 Urbanus IV が 1314 年 1 月十九日発布の勅令でグンカリウス九世の勅令「諸学の父」を確認している事実をあげておらず、眞理¹⁰⁾ の事実が先の「アリストテレス修正の詔み」が挫折したいふか側面的に詔めのし見做してゐる。

Nos autem provisionem, constitutionem, concessionem, prohibitionem et inhibitionem hujusmodi approbantes ad instar predecessoris predicti ea omnia et singula mandamus et precipimus inviolabiler observari.

(ルルベヌス) 我々は予防禁臶・規定・許可・禁止等をしかるべき確認し、前述の先任者(グンカリウス九世)の範を倣ひ、やがて全ての規制を最もよく遵守するよう命ぜたる旨告す¹⁰⁾。

小論文 “De ente et essentia” 成立の時代背景とその構成

が聽講しておへぐアリストテレスの著作に関しては、所謂新旧両論理学書と『靈魂論』があげられてゐる。論理学書だけではなく『靈魂論』が加えられていることは、一つの時代の推移を告げるものである。この三年後の 1355 年三月十九日に学芸学部はカリキュラムに関する諸規約を定めているが、その中では、当時アリストテレスに帰せられたいた殆んど全ての作品が取り入れられてゐるのである。先に言及したポルフィリウスとボエティウスの著作とアリストテレスの五つの論理学書をあげた後、次の諸作品が列挙されている。即ち、『倫理学』四巻、『自然学』、『形而上学』、『動物論』、『天体論』、『医療論』、『精神論』、『生成消滅論』、『原因論』 de causis、『感覚と感性』 de sensu et sensato、『睡りと醒め』 de somno et vigilia、『植物論』 de plantis、『記憶と想起』 de memoria et reminiscientia、『精神と魂の相異』 de differentia spiritus et anime、『死と生』 de morte et vita 等である¹²⁾。

アリストテレス哲學が、一歩の禁止令によつては押し止められぬのでもない奔流となつてヨーロッパ世界に伝播した様を垣間見ることがあるであらう。

マハーネの如く、事実の側面と建前の側面が別々に考えらるるが如くあれば、そんじこゝ、教会側の事態に対する苦慮が感じられるようと思われるのである。この二つの側面を一致させるものが要請されたのは当然のことであると思つてよろしい。

実際に、法的問題と関わりなく、アリストテレスは、パリ大学における正規の科目として急速に取り入れられていくのである。 1352 年 2 月十八日にイギリス出身の教授学生集団が、教授免許取得のために必要な諸条件を規定してゐる。その中で候補者

このような時代的状況の中では、アリストテレス的論理と方法に依拠しながら、全存在領域を体系付けていた本小論文は、教会側の注目を引くものであったと思われる。トマスがパリ大学神学教授に就任したのは反托鉢修道士運動が最も激しかった一一五六年である。アリストテレスの哲学を充分に理解し、それをキリスト教神学の理論武装に供し得ることを示したトマスを、この運動の渦中に任命することは、むしろ必要であったのではないかとの推測も可能ではないかと思われるのである。

とまれ、ここでは、所謂哲学と神学との両領域を統合する新しい方法、問題提起、論証、学説をカトリック教会は早急に必要としていた事実を示すことができよう。そして、この事実に、トマスの学説の有する有用性 *utilitas* を位置するならば、トマスが担った時代的課題が自ずから浮かび上がってくるのではないかと思われるのである。

トマスの論敵であつたフランシスコの「*Godefrroy de Fontaines*」や、トマスの学説に対する次の如き感想を持っていた。

Salva reverentia aliquorum Doctorum, excepta doctrina Sanctorum, et eorum quorum dicta pro auctoritatibus allegantur, predicta doctrina (fratris Thome) inter caeteras videtur utilior et laudabilior reputanda,....

(*神聖博士たちに対する尊敬を取るにあらず、又、聖者たちの教説よりはこの論述が優れ、又、聖者たちの教説を別*

にするならば、前述の学説「兄弟トマスの」は、他のものの内にあって、有用性と価値においておかれているように思われる。(13)¹⁰)

II

ゴドフロワがトマスの教説を有用と認めた具体的な内容はわからないが、前節に概観した如く時代的要請の中にそれを置いたならば、その有用性が自ずから明いからである。そこでそこから、容易に看取ることができると思われる本小論文の構成とその方法を次に考察しておきたい。

その一つは、本小論文 *opusculum* としては論述が体系的であることである。学者によれば、本小論文の中に神の存在証明を認める程である。

一般に、小論文とは、特殊問題に関して、論敵論駁のために書かれることが多い、ヨーロッパなどなものである。例えば、小論文『離存実体について』*de substantiis separatis* は主としてアヴィヤブロノの離存実体説論駁を意図しているし、『知性の單一性について』*de unitate intellectus* は、アヴェロイたちの能動知性単一説論駁を主眼としている。後者の問題に関しては、アルベルト・マグヌスも法王アレキサンデルス四世の要請に応じて“*De unitate intellectus contra Averroem*”を書いている。

本小論文は、特定し得る論敵を認めぬことはやむを得ず、存在と本質に関する自説の展開していく。同時に、同時アリスト

トテレスがカトリック教会側に引き起こしていた困惑を思ひ合わせるならば、ある意味でアリストテレス自身が論敵であり、その概念と論理の適用によるキリスト教的世界秩序の存在論的統合の可能性とその限界を示すための試みであったとも考ふられるのではなかろうか。仮りにこの仮定に立つならば、本小論文の所謂存在論がより体系的なものになるのは当然ではないかと思われる。

更にこの点と関連して注意を引かれることは、その体系的構成が所謂上昇の道 *via ascensus* を取つてゐることである。

トマスは、本小論文冒頭部分で、有と本質の探究がアリストテレスの幅々「本性上、より後なるもの」*ὅτερον τὴν φύσει* から、「本性上、より先なるもの」*πρότερον τῇ φύσει* へと進むべれらじとを明言している。即ち、有 *ens*、本質 *essentia* 等的一般的定義から始め、本質と存在 *esse* の関係を、同時に、本質と論理学上の諸概念との関係を、複合実体・単純実体・更に第一原因たる神へと、言わば弁証法的に展開・論究しているのである。やがて、ローラン・ゴスランの区分に従つなれば、第五章で、神と知性体と複合実体における本質を、第六章では、附帶的有 *accidentia* における本質と論理学上の諸概念との関係をそれぞれ、幅ねば下降的に論じてゐるのである。

仮りに、本小論文が存在論の体系的叙述形態を取つてゐるものと認めるならば、両スノマの構成と全く逆の方向を取つてゐることが見て取れる。例えば、『神学大全』第一部第二問の序で、第一に「神について」、第二に「理性的被造物の神への運動につい

て」、第三に「キリストについて」の順序で論が進められるなどを明示しているが、『対異教徒大全』もほぼ同じ構成をとつてゐる。

勿論、本小論文は、規模においても、その主題が限定されている点においても、又、執筆目的の相異においても、両大全との安易な比較は慎まねばならない。しかし、逆にこのような相異を踏えた上で、何故トマスは、所謂「第一哲学」としての神学の方法を取つたのかを改めて問うならば、側面的ながらそこにも本小論文の性格が示唆されてゐるのではないかと思われる。

トマスは、『対異教徒大全』第四卷第一章において、神に関する人間の認識には三つの道があるとして次の如く述べてゐる。

Est igitur triplex cognitio hominis de divinis. Quarum prima est secundum quod homo naturali lumine rationis, per creaturas in Dei cognitionem ascendit. Secunda est prout divina veritas, intellectum humanam exedens, per modum revelationis in nos descendit, non tamen quasi demonstrata ad videndum, sed quasi sermone prolatâ ad credendum. Tertia est secundum quod mens humana elevabitur ad ea quae sunt revelata perfecte intuenda.

(それ故、神的事柄に関する人間の認識には三通りある。)

の第一は、自然的理性の光によって諸々の被造物を経て神の認識に昇る方法である。第二は、真理が、人間の知性を超えているので、啓示という方法で、それも納得するために証明されたものとしてではなく、信じるために語られた言葉として、我々

の内に隠りてゐるところのである。第11は、人間の心が、啓示された事柄を完全に直視するより上昇せらるゝところである。¹⁴⁾

これによれば、本小論文は正に第一番目の、自然的理性の光による知識の形態を取つてゐるのである。

東京工芸大学紀要 Vol. 6, No. 2 (1983)

しかるに、叫う迄もなく、自然的理性の光による方法は不完全なものと曰われており、『神学大全』では、「人間救済のためにば、人間の理性によって探究される哲学的諸学の外に神の啓示によるある種の教えの存することが必要であつた。」 necessarium fuit ad humanam salutem, esse doctrinam quamdam secundum revelationem divinam praeter philosophicas disciplinas, quae ratione investigantur すむかゝることのである。従つて、この意味によると、アリスト神学が、哲学の一端¹⁵⁾すむかゝる神学とは原理を異にし、類を異にするものであるが、同項の異口の反論によつて明かれてゐるのである。

かかる観点からするとならば、本小論文は徹頭徹尾、自然的理性の光によつて、換言すれば、アリストテレス的論理の方法を援用して神の認識に到達せんとしている。したがつて、本小論文の顯著な性格の一端が窺えるのではないかと思われる。ところは、自然的理性に依拠する理由を、『対異教徒大全』に次の如く述べてゐるからである。

quia quidam eorum, ut Mahumetistae et pagani, non

conveniunt nobiscum in auctoritate alicuius Scripturae, per quam possit convinci, sicut contra Iudeos disputare possumus per Vetus Testamentum, contra haereticos per Novum. Hi vero neutrum recipient. Unde necesse est ad naturalem rationem recurrere, cui omnes assentire coguntur. Quae tamen in rebus divinis deficiens est.

(一) すむかゝるは、彼等の或る者たち、例えばヤホメニア教徒や異教徒には、ユダヤ教徒には旧約聖書で、又異端者には新約聖書で論争し得るようだ。それでもうて論破でやれども、何が、或る種の聖典の権威の点で我々と一致するものがない。実際彼らはこの二つのみで受け入れていない。そこで、全ての人々が賛同せざるを得ない自然的理性に立ち帰れる必要があるのだ。しかししながら、これは、神の事柄にあつては不完全なものである。¹⁶⁾

もとよりの論葉から逆推するならば、本小論文は、単に托鉢修道士兄弟たちの勉学に供するために書かれた、アリストテレス理解のための存在論的小冊子とは認め難いように思われる。

敢えて、この小論文の仮想論敵を想定するならば、その時代的背景に鑑み、アリストテレス自身であり、彼の思想の受容の可能性、並びにその限界を示すことを目的とした、むわば、教授資格検定論文ではなかつたかと云つのが筆者の一つの仮説なのである。

自然的理性に依拠する第一哲学、即ち自然神学は、「究極的且的」として神の認識と秩序付けられたこと、「ipsaque prima philosophia tota ordinatur ad Dei cognitionem sicut ad ultimum finem,……」¹⁷⁾ の如きが該当する。

本小論文は、存在 *esse* と本質 *essentia* の区別を根底にして、各存在階層における關係、並びに經理学上の諸概念との関係の考察を経て、第一原因としての神の認識に至る。神は、*esse tantum*、或は *esse ipsum* として、それ以外の全存在者の原因であらじが示されぬ。即ち、*esse* を所有するはもとより現実的存在者たる全被造物は、やの存在原因として、即ち *esse ipsum* に秩序付けられるべしを示す。眞正に、全ての存在者が神を指し示すような存在論的体系が田舎あれども昭われぬのである。されば、自然的理性の光ももれまいであら。

本論のこれまでの考察から右の引用文の意を汲むれば、次の如き、「愚鴻は自然を破壊せよ」の如きカトリック公理を、存在論的体系の中に具体化せらるいとが本小論文の目的ではなかつたかと想ふるのである。

しかしながら、人間救済のために自然的理性の方法は不充分であら、その意味からは自然神学の限界が示されなければならぬといふことだな。

やの限界を示唆するものが、本小論文の緒の一文ではざぶかく推察すべの如き。

Sic ergo patet quomodo essentia est in substantiis et in accidentibus, et quomodo in substantiis compositis et sim-

plicibus, et qualiter in his omnibus et intentiones universales logicae inveniuntur, excepto primo quod est infinitae simplicitatis, cui non convenit ratio generis vel speciei et per consequens nec definitio propter suam simplicitatem,……

(以上は奴あらわぬか、本質が諸実体と諸附帶有の如きのようにあるか、又、複合実体と単純実体におけるのようであるか、更にこれが全てにおいて普遍的諸論理概念がどのようなかたちで見出されるか、などが明るかである。但し、無限の単純性を有する第一なるものは例外であつて、それには、類の概念も種の概念も、従つて又、定義も、その単純性故に適合しないものである。)

本論のこれまでの考察から右の引用文の意を汲むれば、次の如き、「愚鴻は自然を破壊せよ」の如きカトリック公理を、存在論的体系の中に具体化せらるいとが本小論文の目的ではなかつたかと想ふのである。

しかし、アリストテレスの論理と概念を援用し、自然的理性の光に依る自然神学的方法は、第一原因としての神の存在を明らかにするにほどがあるが、その第一原因自体は、自然的理性の原理を超えた領域にゐるのだから、それをアリストテリズムの方法によつて取扱はねばならない、といつていい。

右の引用文に続く最後の結びは次の如きである。

(ノド、この論説は終り訳結せねばならぬ。)

文中の quo には「通りのとり方があるやうだね。即ち、以上に述べたこと から意に解し、「以上」の論説は完結し終りとする」 じつよつた單なる 論結論 といふ場合 では、ゆえに それを、前の引用文中の primo を歴むるのと眞似すより力である。

註

- 1) 和波謙庭「聖職歴史」第十編、一九七〇、一六四
- 2) Petrus Abaelardus, *De arte dialectica*, cf. Pierre Mandonnet O.P., *Siger de Brabant et l'Averroisme latin au XIII^{me} siècle*, Louvain, 1911, p. 9.
- 3) Denifle-Chatelain, *Chartularium Universitatis Parisiensis*, I, Parisii, 1889, p. 70.
- 4) Ibid., p. 78~79.
- 5) Albertus Magnus, *Opera omnia*, ed. Borgnet, Parisiis, t. II, 278.
- 6) Denifle-Chatelain, op. cit., p. 80.
- 7) Ibid., p. 138.
- 8) Ibid., p. 143~144.
- 9) B. Hauréau, *Histoire de la philosophie scolastique*, Paris, 1872 ~1880, p. 117.
- 10) Denifle-Chatelain, op. cit., I, p. 428.
- 11) P. Mandonnet, op. cit., p. 23.
- 12) Denifle-Chatelain, op. cit., I, p. 278.
- 13) D'Argentré, *Collectio judiciorum de novis erroribus*, Paris, 1755, t. I, p. 215.
- 14) Thomas Aquinas, *Summa contra Gentiles*, IV, 1, Romae, 1934, p. 425.
- 15) *Summa Theologica*, I, I, 1, art. 1, Marietti, 1901, p. 2.
- 16) *Summa contra Gentiles*, I, 2, p. 2.
- 17) Ibid., III, 25, p. 252.

この見解と軌を一にすゆのだと想へられるのである。
この点に關しては、更に esse 両体の内的解説から證明されなければならぬが、その問題は後日を期せなければならぬ。

19) 18)
De ente et essentia, VII, 3, Marietti, 1949, p. 21.
カソニヤ・マニ・アリオラ・田中昭夫共訳『有と本質について』(聖トマス著)一九五五、一〇一頁